

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）発出～公定価格の算定に関する基準等が告示。算定金額に変更はなく、加算部分・調整部分等の用語の記載が整理される～…………… 1
- ・通知「幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いについて」発出～幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の認可は届出～…………… 3

## ◆特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）発出◆

～公定価格の算定に関する基準等が告示。算定金額に変更はなく、  
加算部分・調整部分等の用語の記載が整理される～

平成27年3月31日、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」が告示\*されました。

\*付録1：告示中の別表は大部のため割愛、No.14-20で既報の公定価格単価表をご参照ください。

これまで国の「子ども・子育て会議」等で示されてきた公定価格（特定教育・保育等に要する費用）の算定に関する内容について、用語の定義の整理とともにあらためて明示されています。基本分単価や各種加算等に係る取扱いについて、算定金額に変更はありません。

なお、本告示の発出に向けて、去る平成27年3月10日の「自治体向け 子ども・子育て支援新制度説明会」では「実施上の留意事項（案）」\*が示されており、追って通知が発出される見込みですので、参考に抜粋を添付いたします。

\*付録 2：全文は内閣府ホームページ 子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>自治体向け説明会等>子ども・子育て支援新制度説明会（平成 27 年 3 月 10 日）資料 1-4 をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h270310/index.html>

○特定教育・保育等に要する費用の算定 用語の整理 ※告示から全保協事務局抜粋作成  
**【保育所（保育認定 2・3 号）】**

**基本部分** …基本分単価

**基本加算部分**…処遇改善等加算、所長設置加算、3 歳児配置改善加算、休日保育加算、夜間保育加算、減価償却費加算、賃借料加算

**加減調整部分**…分園の場合、常態的に土曜日に閉所する場合

**乗除調整部分**…定員を恒常的に超過する場合

**特定加算部分**…主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

**【認定こども園（教育標準時間認定 1 号）】**

**基本部分** …基本分単価

**基本加算部分**…処遇改善等加算、副園長・教頭配置加算、学級編成調整加配加算、3 歳児配置改善加算、満 3 歳児対応加配加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、外部監査費加算、

**加減調整部分**…主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合、年齢別配置基準を下回る場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合、施設長に係る経過措置が適用される場合

**乗除調整部分**…定員を恒常的に超過する場合

**特定加算部分**…療育支援加算、事務職員雇上費加算、冷暖房費加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算

**【認定こども園（保育認定 2・3 号）】**

**基本部分** …基本分単価

**基本加算部分**…処遇改善等加算、3 歳児配置改善加算、休日保育加算、夜間保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、外部監査費加算

**加減調整部分**…1 号認定子どもの利用定員を設定しない場合、分園の場合、常態的に土曜日に閉所する場合、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合、年齢別配置基準を下回る場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合、施設長に係る経過措置が適用される場合

**乗除調整部分**…定員を恒常的に超過する場合

**特定加算部分**…療育支援加算、冷暖房費加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

## ◆通知「幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いについて」発出◆

～幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の認可は届出～

子ども・子育て支援新制度施行の以前に、認定こども園の認定を受けた施設は、特段の申出があったものを除き、新制度において幼保連携型認定こども園の設置認可があったものとみなされます（以下、「のみなし幼保連携型認定こども園」）。

社会福祉法人がこののみなし幼保連携型認定こども園を運営する場合には、法人が実施する事業等に変更が生じるため、定款の変更が必要となりますが、下記のとおり、届出とする取扱いが都道府県・指定都市・中核市宛に通知\*されました。

### 幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いについて（抄）

#### 1. 社会福祉法施行規則の改正概要

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 31 条第 1 項に規定する定款に掲げる事項のうち、改正法附則第 3 条第 1 項により新認定こども園法第 17 条第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可があったものとみなされたことに伴う、**以下に掲げる事項の変更**については、**所轄庁への届出で差し支えない**こととするよう社会福祉法施行規則を改正。

- ①目的（社会福祉法第 31 条第 1 項第 1 号）
- ②名称（同項第 2 号）
- ③社会福祉事業の種類（同項第 3 号）
- ④公益事業を行う場合には、その種類（同項第 10 号）

\*付録 3：通知の全文は、本ニュース付録 3 をご参照ください。